

多目的会議室の使用のしおり

須磨区役所地域協働課総務担当

1. 所在地 神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号（須磨区総合庁舎4階）

2. 施設の概要

定員：480名

設備：会議用机100, イス480, マイク（有線2, ワイヤレス（ハンド3, ペン3））,
プロジェクター他

3. 使用申込

- (1) 使用日の3月前の日から1週間前の日までに「須磨区役所多目的会議室使用許可申請書」に記入のうえメールでの送付もしくは須磨区役所地域協働課総務担当（4階）に直接持参してください。
なお、直接持参される場合は、平日の9時～12時、13時～17時15分の間で受付を行っています。
- (2) 使用料は使用日以前の先払いです。申請書提出の後に送付される納付書でお支払いください。
- (3) 初めて多目的会議室を使用しようとする団体等は、申込に先だって「神戸市須磨区役所多目的会議室使用における団体登録申請」を提出、許可を受ける必要があります。

4. 使用料

	面積 (㎡)	9時～ 12時	13時～ 17時	17時30分～ 21時	9時～ 17時	13時～ 21時	9時～ 21時
多目的 会議室1	198	8,500円	11,300円	9,900円	17,800円	19,100円	25,200円
多目的 会議室2	140	6,000円	8,000円	7,000円	12,600円	13,500円	17,900円
多目的 会議室3	79	3,400円	4,500円	4,000円	7,100円	7,700円	10,100円
多目的 会議室 全て	417	17,900円	23,800円	20,900円	37,500円	40,300円	53,200円
401 会議室※	95	4,100円	5,400円	4,800円	8,600円	9,200円	12,200円
402 会議室※	28	1,200円	1,600円	1,400円	2,500円	2,700円	3,600円

※多目的会議室を使用する際に限り401, 402会議室を控え室等として使用することができます。

5. 使用当日

開庁時間は4階の地域協働課総務担当、時間外や土日祝等の閉庁時間は1階の夜間受付にて、区職員に「多目的会議室使用許可書（使用申請書下部に区長印が押印されたもの）」を提示のうえ、使用してください。

なお、閉庁時間は夜間出入口を使用してください。（参加者の通用口として正面玄関の使用を希望する場合は、必ず事前に相談をお願いします。）

6. 主な注意点

- (1) 庁舎および敷地やその周辺での火気・喫煙・騒音等の危険・迷惑行為は厳禁です。
- (2) 多目的会議室や庁舎設備等を破損・汚染した場合は、原状回復していただきます。
特に、飲み物類で床のタイルカーペットを汚さないよう注意してください。
- (3) 使用後は、机・イス等を必ず元通りに直すなど後片付けをし、ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (4) 使用後は、区職員の点検を受けてください。（閉庁時間での使用は後日点検のうえ連絡します）
- (5) 楽器演奏等で執務遂行の妨げとなる場合や近隣からの苦情が想定されます。その場合、使用を取り消すなどの措置を取り、今後の同種に使用については、許可しないことがあります。
- (6) 上記の注意を守らない、その他区職員の指示に従わない場合、今後の使用を許可いたしません。

7. その他

多目的会議室は、須磨区役所等が公用又は公共用に供しないときに、行政財産の目的外使用許可制度に基づき区民等の集会等の場として提供するものです。